

第四十九号議案

江戸川区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年六月九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

江戸川区特別工業地区建築条例（平成十五年十二月江戸川区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定により定める」を「に規定する特別用途地区として定められた」に改める。

第二条第一項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第四条第一項第一号中「第四項まで及び第六項並びに」を「第九項まで及び」に、「第三十六條の二の四第一項第二号」を「第三十六條の二の五第一項第二号」に改める。

別表第一号イ中「かわら」を「瓦」に改め、同表第二号中「第一号から第六号までに規定する営業」を「第一号から第三号までに規定する営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）が改正され、風俗営業の種別が変更されることに伴い、改正後の新たな種別に応じた規制をするほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。